



広報

すみたち

2014

3

No654

それぞれの決意を胸に旅立ち

3/1 住田高校「卒業式」

旅立ちの日を迎えた卒業生26人に対し、佐藤政則校長から卒業証書が授与されました。卒業証書を受け取った卒業生は、それぞれの希望を胸に、今後のさらなる飛躍を誓っていました。



3月の主な内容

- P2 役場新庁舎の構造を紹介します
- P8 国保税・後期高齢者医療保険料率を改正
- P12 まちの話題『SUMITA うおっちゃんぐ』
- P15 マナビイ通信
- P17 国民年金制度が変わります
- P4 町長施政方針
- P10 12月議会
- P14 地域住民活動情報
- P16 特定健康診査の結果報告について
- P18 お知らせ ほか

TOPICS①



新庁舎の無事を祈願した「上棟式」

①拝礼を行う多田町長②大工の方々による「うたい」③町民ら500人が参加した餅まき

3月23日、上棟式が役場新庁舎建設地で行われ、町・工事関係者ら約90人が出席しました。

午前10時から行われた式典では、建物内の四隅を塩・米・酒で清める「四方祓いの儀」にはじまり、各関係団体ごとの「拝礼」、大工による「うたい」、「神酒拝戴」などが行われました。

式典に続き、建物の四隅の角柱から餅を落とす「隅餅」が行われました。

本来、「隅餅」は家の跡取りが餅を落とさないようにに掴むのが習わしとされていますが、この日は、本町の未来を担う、町内4小中学校の代表者をその大役に抜擢4人とも真剣な表情で、慎重に餅を掴んでいました。

その後、町民ら500人が参加した「餅まき」、建物の1階部分を見学スペースとして開放した「現場見学会」が行われ、参加者たちは新庁舎の完成に思いを馳せていました。

TOPICS③



△町民ホールに設置された象徴木

町民ホールに4本の象徴木を設置

2月27日、1階の町民ホール内に、4本の象徴木が設置されました。

象徴木となるのは、町内産のスギで、太いもので直径1・4メートル（樹齢140年）もあります。

設置作業は、クレーン車で木を吊り下げ、建物の上部から搬入する形で進められ、約2時間の作業を終え、役場新庁舎の新たなシンボルとなる4本の大木が、無事に設置されました。

TOPICS②



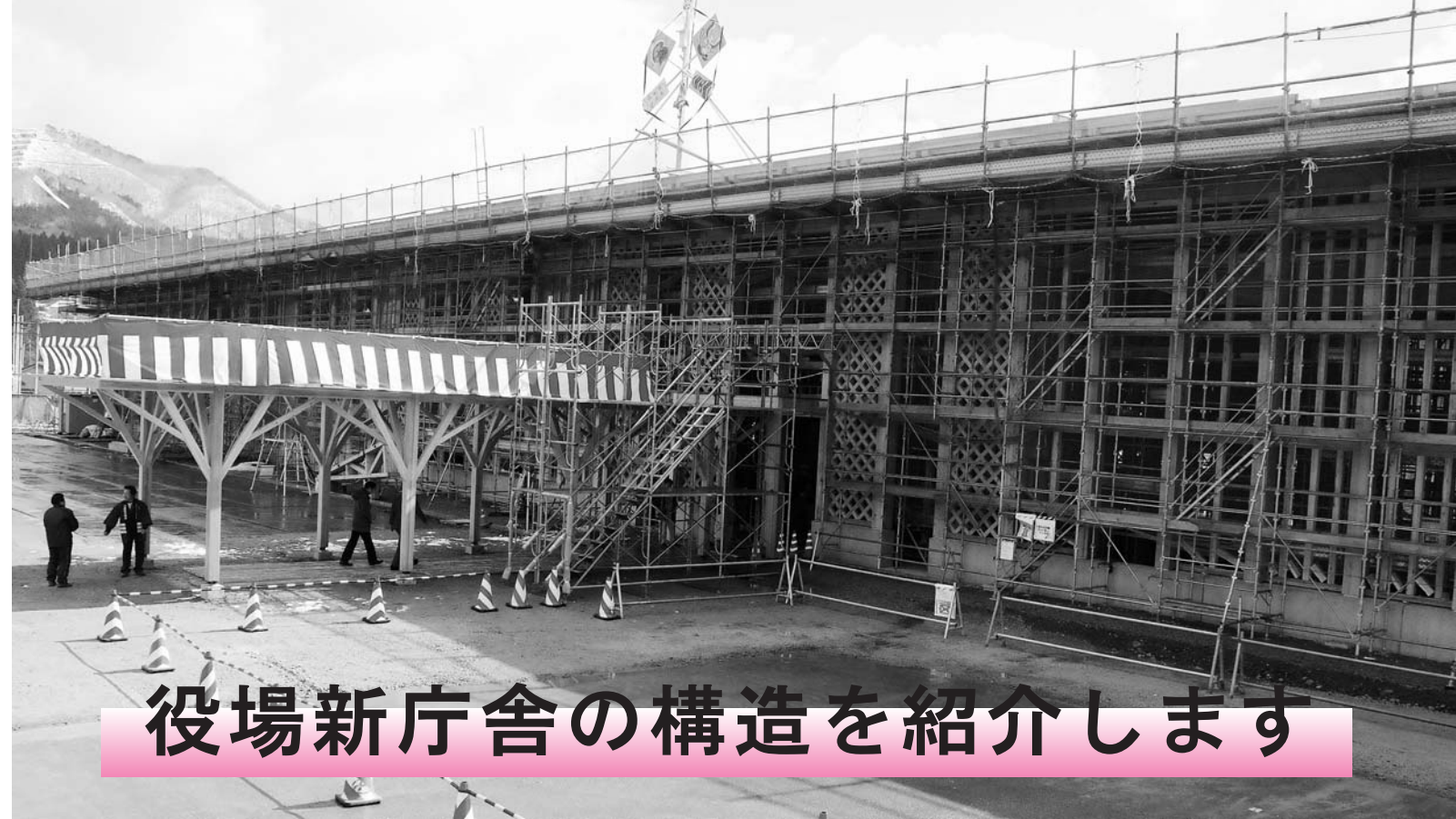
△新しい庁舎に興味津々の児童たち

世田米小児童が建設工事現場を見学

2月27日、世田米小学校（佐々木郁男校長）4年生の児童17人が、新庁舎建設現場の見学に訪れました。

見学では、町庁舎建設室職員らが案内役を務め、「役場庁舎を建てるために使われる木は何本？」などといったクイズを織り交ぜながら、建物の特徴などを説明しました。

児童たちは、新庁舎の構造などを楽しみながら学んでいました。



役場新庁舎の構造を紹介します

町が、昨年から進めている役場新庁舎建設事業は、建て方作業がほぼ終了し、建物全体の姿を確認することができるようになりました。

3月23日には上棟式が行われ、町・工事関係者など約90人が参加し、棟上げまでの工事が終了したことに感謝するとともに、建物が無事に完成するようにと祈願をしました。

ここでは、役場新庁舎の特徴的な構造を紹介するとともに、上棟式の様子などについてお伝えします。

■役場新庁舎の主な構造について

本年8月の完成を目指し、建設が進められている役場新庁舎の構造のうち、特徴的な点をいくつか紹介します。

①木造ながら準耐火構造

町産材を多く活用した建物は、多くの木材部分が露出しますが、「燃えしる設計」を採用することで、木造でありながらも準耐火構造としての基準をクリアしています。

「燃えしる設計」とは、柱や梁の断面を通常の構造基準より大きくすることで、万一が一火災が発生し柱や梁が燃焼した場合でも、一定時間にわたり木材の芯部の強度が確保され、建物が容易に倒壊しないようにするものです。

②強い耐震性能を備える「ラチス耐力壁」

斜格子状に組み込まれた特徴的な壁は、「ラチス耐力壁」と呼ばれ、横からの加重に強い構造で、優れた耐震性能を有しています。

また、格子状に組み合わせることでも、採光性や通風性に優れた点も特徴の一つです。

なお、この「ラチス耐力壁」が実用化されるのは、各本庁舎が全国初となり、各



△国内初の実用化「ラチス耐力壁」

方面から高い注目を集めています。

②空間を広く活用できる「トラス梁」

建物の屋根となる部分には、レンズ型の木造「トラス梁」が使用されます。

この梁は、3本の角材を組み合わせたものを、伝統工法である追っ掛け継ぎの原理でつなぎ合わせて作られたものです。

この方式により、必要最小限の支柱で大きな力を支えることが可能となります。

新庁舎では、「トラス梁」によって2階部分は、支柱と支柱の間の距離を大きくとることができ、柱の無い大空間を可能にしています。



△大空間を生み出す「トラス梁」

町長施政方針

第14回住田町議会定例会で、多田町長が施政方針演述を述べ、「ここに住む人が輝き、住んでよかつたと思える住民主役のまちづくり」を実践していく決意を示しました。
施政方針演述の内容をお知らせします。



住田町長

多田 欣一

特別会計につきましては、保険給付費の減により国民健康保険特別会計が前年度より2958万円の減となりました。国保財政の健全化に向け、国保税率の引き上げと一般会計からの繰入金を増額せざるを得ない状況にあります。介護保険特



工事が進むすみた荘建設予定地

別会計では、保険給付費の増に伴い前年度より6277万円の増となっております。これら医療・介護に係る負担の見直しの必要性が強くまっています。

一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、82億743万円で、前年度に比べ6億940万円、7・9%の増となります。

総合計画後期基本計画の3年目になることから、その成果や効果をしつかりと検証し、限られた予算でより質の高い行政サービスを提供するため、歳出の徹底した見直しと、施策の優先度に応じたより一層の「選択と集中」を進め、部門主義にとらわれず役場が丸となって行財政運営に努めてまいります。

以下、総合計画基本構想の「産み」「育て」「守る」の基本姿勢に沿って、平成26年度の町政運営方針を申し上げます。

「産み」
新しい命の誕生を願い、安心して出産し育児ができるよう母子保健や子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、引き続き中学校卒業までの医療費無料制度や妊産婦・ひとり親家庭医療費助成制度などの子育て世代への支援、各種予防ワクチンの接種を支援してまいります。

「育て」
人材の育成、
教育関連施策の推進
郷土に誇りを持ち、生涯にわたる、町民の皆様が学び続けることのできる地域社会の構築のため、「第8次住田町教育振興基本計画」、「第4次住田町生涯学習推進基本計画」に基づいた各種施策を展開してまいります。

東日本大震災から間もなく3年を迎えます。東日本大震災の後方支援を継続するとともに、社会情勢の変化にアンテナを高くしながら、本町が目指す地域社会の創造と具現化に積極的に取り組んでまいります。

2. 総合計画
平成26年度は、住田町総合計画後期基本計画の3年目となります。町が抱える課題やニーズを的確に把握するとともに、町民の皆様と情報を共有し、多くの意見

1. はじめに
第14回住田町議会定例会が開会されるにあたり、所信の一端を申し上げます。国においては、政権交代して1年が経過いたしました。安倍総理大臣は、今年の年頭の抱負を「強い経済を取り戻し、東日本大震災からの復興を加速させ、社会保障制度を充実させる」と述べ、安全保障政策については「積極的平和主義の下、世界の平和と安定に貢献する。国民の生命、財産、美しい海、領空、日本人の誇りを断固守り抜く」と語っています。

3. 震災支援と災害に強い町づくり
見をいただきながら、各施策の目標の達成に向けた取り組みを着実に推進してまいります。



山梨県丹波山村との協定締結

東日本大震災から間もなく3年を迎えます。東日本大震災時の教訓を踏まえ、総合防災訓練の継続実施や非常時の備蓄品の整備、消防機能の強化などを進めるとともに、愛知県幸田町に引き続き、山梨県丹波山村との災害時相互応援協定を締結したところがあります。

被災地の復旧・復興事業が進められる中、いまだに多くの被災された方々が本町の仮設住宅や賃貸住宅などに避難している現状にあり

4. 平成26年度予算案
国の平成26年度地方財政対策により、景気回復や消費税率引き上げによる地方税収の増加などにより、地方交付税総額は減少



新庁舎完成イメージ図

「産み」
新しい命の誕生を願い、安心して出産し育児ができるよう母子保健や子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、引き続き中学校卒業までの医療費無料制度や妊産婦・ひとり親家庭医療費助成制度などの子育て世代への支援、各種予防ワクチンの接種を支援してまいります。

「育て」
人材の育成、
教育関連施策の推進
郷土に誇りを持ち、生涯にわたる、町民の皆様が学び続けることのできる地域社会の構築のため、「第8次住田町教育振興基本計画」、「第4次住田町生涯学習推進基本計画」に基づいた各種施策を展開してまいります。

◇林業を振興します

森林・林業日本一を目指し、核となる木工団地の経営安定化を引き続き最優先課題として、木材流通システムの充実強化を進めるとともに、木質バイオマスエネルギー、カーボンオフセット、森林認証制度などについて関係機関団体との協調を図ってまいります。また、持続可能な森林づくりに向けては、町内森林所有者に対する森林経営計画制度の普及及び計画策定支援により、林地の集約化、施業の効率化を推進し、長期的な視点に立った森林整備、木材生産の促進に努めてまいります。

◇観光を振興します

さらには、本年の秋には「全国木のまちサミット」を本町で開催予定であります。このサミットは、木材の利用に積極的に取り組んでいる地域自らが、主体的・積極的にこれらを全国にアピールするとともに、木材の重要性などの発信を通じて木材利用の流れを加速化することを目的としております。本町の取組みについても全国に発信し、さらなる



本町を代表する観光地「滝観洞」

る林業振興を進めてまいります。

◇商工業を振興します

商工業の拡大、活性化を図るため、関係団体と連携し、特産品開発に努めるとともに、広く町内外にPRしながら、新たな産業の創出を進めてまいります。また、地場産業と企業などとのマッチングの機会を設定し、新たな雇用の確保、産業の育成強化に努めてまいります。

◇環境施策の推進

第3次住田町環境基本計画に基づき、町民・事業者・町が一体となり、「ごみの減量化」や「地球温暖化対策」などの環境施策を推進してまいります。また、原発事故に伴う放射線量については、町内主要箇所における測定を継続し、引き続き状況を監視してまいります。

◇生活関連施設の整備

町道につきましては、緊急度や利便性の高い路線を優先し、改良舗装や橋梁補修等の維持管理に努めてまいります。

◇介護予防の充実

特定健診等の充実や医療費状況の分析結果を活用した保健指導を行ってまいります。

◇社会福祉の充実

子どもが健やかに育つための環境整備に努めるとともに、障害福祉サービスの適切な利用を促進してまいります。

◇国民健康保険事業の運営

国保財政の健全化に向け、収納率の向上に加え、国保税率の引き上げにより保険収入の確保を図ってまいります。また、重複受診の抑制などにより医療費の適正化を推進するとともに、

「守る」

◇環境施策の推進

再生可能エネルギーにつきましては、公共施設に木質バイオマスエネルギーや太陽光発電システムを導入するとともに、補助制度の継続による民間住宅などへの普及を促進し、地球環境への負荷の少ない地域社会の構築に寄与してまいります。

◇生活関連施設の整備

町道につきましては、緊急度や利便性の高い路線を優先し、改良舗装や橋梁補修等の維持管理に努めてまいります。

◇介護予防の充実

特定健診等の充実や医療費状況の分析結果を活用した保健指導を行ってまいります。

◇社会福祉の充実

子どもが健やかに育つための環境整備に努めるとともに、障害福祉サービスの適切な利用を促進してまいります。

◇国民健康保険事業の運営

国保財政の健全化に向け、収納率の向上に加え、国保税率の引き上げにより保険収入の確保を図ってまいります。また、重複受診の抑制などにより医療費の適正化を推進するとともに、

ります。簡易水道事業につきましては、安全で安定的な供給、接続率の向上に努めるとともに、坂本・恵蘇地区簡易水道施設の全体調査を進めてまいります。また、水道使用料の滞納対策については、引き続き、給水停止などを行い、受益者の公平性の確保を図ってまいります。下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

◇公共交通対策の推進

町民の皆様の移動手段としてご利用いただいておりますコミュニティバスにつきましては、役場新庁舎の完成に併せ、運行ルートの見直しを行い、その利便性の向上に努めてまいります。

◇中心地域の活性化

住民団体の活動を支援するとともに、昨年度後半から設置いたしました集落支援員の活動をより具現化することで、地域が抱える課題の解決やコミュニティの活性化に取り組んでまいります。

◇行財政改革の推進

自立した行政運営を推進するため、行政組織機構の見直しにより施策の推進力を高めるとともに、より一層の町民参画の機会を増やし、町民の皆様の知恵や発想・経験などを活かした協働による質の高い行政サービスの提供と町民満足度の向上を目標とする行政経営に取り組んでまいります。

5. 結びに

本町が合併に対する基本姿勢を「当面自立・持続を堅持する」と表明してから11年が経過いたしました。この間、町民の皆様におかれましては、自治公民館活動、地区別計画等によるコミュニティ活動に積極的

◇協働の推進

町民の皆さまと情報を共有し、ともに考え行動する協働のまちづくりを推進してまいります。

ましては、ふれあい広場や柳田國男文学碑、復興モデル住宅等の整備により、少しずつではありますが、交流人口拡大の兆しが見えてきております。

◇公共交通安全の推進

町民の皆様の移動手段としてご利用いただいておりますコミュニティバスにつきましては、役場新庁舎の完成に併せ、運行ルートの見直しを行い、その利便性の向上に努めてまいります。

◇中心地域の活性化

住民団体の活動を支援するとともに、昨年度後半から設置いたしました集落支援員の活動をより具現化することで、地域が抱える課題の解決やコミュニティの活性化に取り組んでまいります。

◇行財政改革の推進

自立した行政運営を推進するため、行政組織機構の見直しにより施策の推進力を高めるとともに、より一層の町民参画の機会を増やし、町民の皆様の知恵や発想・経験などを活かした協働による質の高い行政サービスの提供と町民満足度の向上を目標とする行政経営に取り組んでまいります。

5. 結びに

本町が合併に対する基本姿勢を「当面自立・持続を堅持する」と表明してから11年が経過いたしました。この間、町民の皆様におかれましては、自治公民館活動、地区別計画等によるコミュニティ活動に積極的

◇協働の推進

町民の皆さまと情報を共有し、ともに考え行動する協働のまちづくりを推進してまいります。



重要性が高まる「自主防災組織」

◇保健医療の充実

子どもから高齢者まで、

◇国民健康保険事業の運営

国保財政の健全化に向け、収納率の向上に加え、国保税率の引き上げにより保険収入の確保を図ってまいります。また、重複受診の抑制などにより医療費の適正化を推進するとともに、



「ミニデイサービス」で楽しく介護予防

◇協働の推進

町民の皆さまと情報を共有し、ともに考え行動する協働のまちづくりを推進してまいります。

引き続き、地区別計画や



施政方針演説を述べる多田町長

国民健康保険税率が改正されます 後期高齢者医療保険料率

別表1 ◆国民健康保険税率改正前後の比較

区分		現行	改正後
医療分	所得割	5.0%	6.0%
	資産割	25.9%	35.0%
	均等割	18,500円	21,500円
後期高齢者支援分	所得割	14,500円	17,000円
	資産割	2.5%	3.0%
	均等割	8,900円	10,600円
介護分	所得割	7,200円	8,400円
	資産割	1.7%	2.0%
	均等割	8,800円	10,500円
介護分	所得割	5,100円	5,800円
	資産割	11.5%	16.0%
	均等割	8,800円	10,500円

○各区分ごとの算出方法

- ・所得割＝（前年の総所得金額－基礎控除 [33万円]）×税率
- ・資産割＝当該年度の固定資産税額×税率
- ・均等割＝世帯内の国民健康保険加入者の人数×税額
- ・平等割＝1世帯ごとの税額

<試算例>

①65歳以上の2人世帯の場合
年金収入：夫 1,200,000円 妻 1,000,000円
合計所得：0円 固定資産税：20,000円

	現行	改正後	増減
年税額	30,600円	37,200円	+6,600円

②40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯の場合
事業所得：夫 1,330,000円 妻 収入なし
合計所得：1,330,000円 固定資産税：50,000円

	現行	改正後	増減
年税額	240,000円	288,400円	+48,400円

国民健康保険税

税率改正の背景

国保制度は、加入者全員で健康を損ねた人を助け、支えあうことを趣旨とし、病気などで医療機関を受診した際の医療費の一部を、加入者の皆さんに納めていただく国保税などによって負担する制度です。

現在、町の国保財政は、高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、保険給付費などが増加する一方、収入の根幹となる国保税は、被保険者数の減少などにより、収入額が減少傾向にあります。

また、平成25年度の単年度収支は、昨年に続き赤字となる見込みで、この赤字を補うため、国保財政調整基金から約4900万円の取り崩しを予定しています。

平成26年4月1日から、国民健康保険（国保）税率および後期高齢者医療保険料率が改正されます。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、各医療制度の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。それぞれの改正内容について、お知らせします。

別表2 ◆本町における国保財政調整基金の年度末残高

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 ※見込
基金残高	100,231	100,289	100,316	60,352	11,340
前年度比	—	+58	+27	-39,964	-49,012

平成21年度末に1億円を超えていた基金は、平成25年度末は約1100万円まで減少する見込みです（別表2）。

このような状況から、国保事業の健全な運営を維持するため、町議会3月定例会での議決を経て、平成26年度からの国保税率を改正することになりました（別表1）。

なお、今回の増額改正は、平成16年度以来、実質10年ぶりの改正となります。

■国保税のしくみ

国保税は、医療などに係る保険給付を行うための「医療分保険税」と、後期高齢者医療保険を支えるための「後期高齢者支援分保険税」、そして介護保険を支えるための介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とした「介護分保険税」を合算した金額が1年間の税額となります。平成26年度の保険税額は、平成25年中の所得に応じて、本年7月に決定します。詳しくは、7月中旬に送付予定の決定通知書をご確認ください。

後期高齢者医療保険料

■保険料率改正の背景

後期高齢者医療制度は、財政運営期間を2年間とし、医療費の総額の一定割合を保険料で賄う仕組みとなっていますが、県内の高齢者人口の増加や、医療の高度化で一人当たりの医療費が高額化したことに伴い、制度全体にかかる医療費が増大する見込みとなったため、

後期高齢者医療保険料は、平成25年12月時点で約20万5千人となっており、制度開始となった平成20年4月時点（約18万4千人）から毎年平均2%ずつ増加しています。

保険料率を改正する必要があります。岩手県内の被保険者数は、平成25年12月時点で約20万5千人となっており、制度開始となった平成20年4月時点（約18万4千人）から毎年平均2%ずつ増加しています。

■岩手県内の状況

次に、医療費の状況ですが、平成24年度の総医療費は約1500億円、前年度と比べ2.8%（約41億

別表3 ◆後期高齢者医療保険料 改正前後の比較

区分	現行 (平成24・25年度)	改定後 (平成26・27年度)
被保険者均等割額	35,800円	38,000円
所得割率	6.62%	7.36%
年間保険料の上限額	55万円	57万円
※一人あたりの保険料(県平均)	37,705円	40,115円

※保険料の計算方法

保険料は、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて算出される「所得割額」の合計額（100円未満切り捨て）として算出されます。

これまで、被保険者が世帯主で、世帯の中にほかの被保険者がいない場合、均等割額の5割軽減は適用されませんが、所得金額に応じて軽減が適用されることとなりました。また、軽減措置の適用基準が変更され、これまで2割軽減を受けていた方でも5割軽減になる場合があり、保険料負担がより軽くなります。

○均等割額の2割軽減の適用基準を見直し

均等割額の2割軽減の適用基準が変更され、軽減を受けられる対象所得金額が拡大されます。

■平成26年度 保険料額について

平成26年度の保険料額は、平成25年中の所得に応じて、本年7月に決定します。詳しくは、7月中旬に送付予定の決定通知書をご確認ください。

町では、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、安定した医療保険事業の運営を目指してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

★問い合わせ

町民生活課国保医療係
☎46・2113
(内線135)

3月議会定例会



3月定例会が2月27日から3月10日までの12日間の会期で開かれ、多田町長の施政方針演述や千葉教育委員長の教育行政演述が行われたほか、条例の制定や改廃、補正・新年度当初予算などが審議されました。

報告

▼岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告

▼住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告

▼水防協議会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告

▼住田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告

承認

▼平成25年度一般会計補正予算の専決処分を承認

平成25年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分を承認し、既定の歳入歳出に5000千円を追加し、

総額59億627万1千円となりました。

議決

▼住田町課設置条例の一部を改正する条例を可決

行政組織の見直しに伴い、平成26年4月1日より、左表のとおり改正することについて可決しました。

行政組織の改正内容

改正前	改正後
町づくり推進課	企画財政課
産業振興課	農政課 林政課

▼住田町役場の位置を変更する条例を可決

役場新庁舎への移転に伴い、住田町役場の位置を世田米字川向96番地1から、

世田米字川向88番地1と変更することについて可決しました。

▼職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を可決

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしました。

▼住田町税条例の一部を改正する条例を可決

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

▼住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を可決

国民健康保険税率の見直し及び地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税額の改正など、所要の改正をしました。

▼特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を可決

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正をしました。

（議決の続き）

▼農山村ふるさと基金条例を廃止する条例を可決

農山村ふるさと基金条例を廃止しました。

▼道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を可決

消費税法及び道路法の一部改正に伴い、道路占用料の改正など、所要の改正をしました。

▼特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を可決

地域優良賃貸住宅新築5戸の設置および家賃を定めることについて、可決しました。

▼住田町社会教育委員条例の一部を改正する条例を可決

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が一部改正されたことから、所要の改正をしました。

▼町道路線の認定に関し議決を求めることについての議案を可決

合地沢野畑線（世田米字合地沢106番3を起点と

請願

新田辺地の総合整備計画を策定することについて可決しました。

▼生活道・大平上組線の町道認定と改良舗装工事についての請願を不採択

▼政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願を継続審査

補正予算

平成25年度一般会計、特別会計の補正予算の議案を可決し、左表のとおりとなりました。

平成25年度補正予算

会計別	補正額	予算額
一般会計（第9号）	△1億6,452万9千円	57億4,174万2千円
国民健康保険（第3号）	91万1千円	8億9,496万8千円
特別会計		
簡易水道事業（第5号）	△852万2千円	1億6,723万円
下水道事業（第3号）	△211万9千円	1億1,808万9千円
介護保険		
保険事業（第4号）	845万円	8億683万6千円
介護サービス事業	△62万4千円	254万4千円
後期高齢者医療保険（第2号）	4万4千円	7,010万4千円

大規模事業評価専門委員会による現地調査が行われる

3月13日、津付ダムの建設を審議する県大規模事業評価専門委員会が気仙川流域の現地調査を行い、倉島栄一委員長（岩手大学教授）を含む4人の委員が、ダム建設予定地から下流域の想定はん濫区域などを視察し、流域の現状を確認しました。

3月13日、津付ダムの建設を審議する県大規模事業評価専門委員会が気仙川流域の現地調査を行い、倉島栄一委員長（岩手大学教授）を含む4人の委員が、ダム建設予定地から下流域の想定はん濫区域などを視察し、流域の現状を確認しました。



▲昭和橋付近での視察の様子

現地調査には、委員4名のほか、県職員や多田町長、小泉副町長などが同行し、昭和橋や住田フーズ付近、陸前高田市内の想定汎らん区域を視察。県から築堤やかさ上げなどの河川改修案などが説明されました。現地を視察した委員からは「昨年7月の大雨被害は河川改修で防げるのか」「近年増加している局的な大雨を想定した上で、ダム、河川改修それぞれのメリット、デメリットを整理する必要があるのでではないか」などの意見が出されました。なお、本年度の委員会はこの日で終了し、今回の調査結果を踏まえた審議は、新年度に継続して行われることになっています。

まちのホットな話題

このなかで、ぞう組の女の子たちは、各自用意した着物姿で登場。膝をついて待つ園児に、慎重にお茶を運ぶと、行儀よく手をついて「どうぞ」とお茶を勧めていました。

3月3日、世田米、有住両保育園で「ひなまつり会」が行われ、園児たちがお茶会を通じて、和の心を学びました。

園児が和の心を学ぶ 保育園でひなまつり会



▲お茶会で伝統作法を学んだ園児たち



▲お祝いの品を受け取るマツノさん

この行事は、日本の伝統作法に親しんでもらおうと、ひなまつりに合わせて毎年行われているものです。このうち、有住保育園で行われたお茶会では、ひな人形などが飾られた会場に、お茶が敷かれ、ぞう組（5歳児）の園児たちが、他の組の園児たちにお茶や和菓子を振る舞いました。

佐藤マツノさん（和野） 100歳おめでとう

3月13日、上有住字和野の佐藤マツノさんがめでたく100歳の誕生日を迎え、お祝いに駆け付けた家族をはじめ、多田町長や佐々木松久町社会福祉協議会長らと長寿を祝いました。

下有住出身のマツノさんは、昭和19年に夫・吉助さんを亡くすと、農耕馬の飼育など女手一つで働きながら、家を守り続けました。

戦後、養子として丈七さんを迎え、現在は孫4人、ひ孫7人、玄孫17人とたくさん家族に恵まれて、この日を迎えました。

祝福を受けたマツノさんは、集まった人の多さに驚きながらも、「ありがとうございます」と何度も手を合わせ、長寿を喜んでいました。

東日本大震災から3年となる3月11日、町生涯スポーツセンターを会場に追悼の集いが開催され、参列者が犠牲者の冥福を祈りました。

集いは、下有住地区公民館（金野純一館長）が主催したもので、この日は、町民や町内への避難者ら約100人が参列しました。

会場には、献花台が設けられたほか、すみだ夢灯りの会による約700基の夢灯りが灯され、震災発生時刻となる午後2時46分に町のサイレンに合わせ、全員で黙とうを捧げました。

参列者は、一人ひとり献花を行い、被災地の復興へ願いを込めていました。

あの日から3年… 3・11追悼の集い



▲犠牲者の冥福を祈り献花を行う参列者



▲手に汗握る試合が続出しました

3月16日、第32回町長杯争奪バレーボール選手権リーグ決勝大会が開催されました。

この大会は、町民の健康と体力づくりなどを目的に毎年開催されるもので、1月21日の予選リーグ開幕後、全15チームによる熱戦が展開されてきました。

決勝大会は、予選リーグ上位6チームによるトーナメント方式で争われ、決勝戦は予選1位の上昇気流と同2位の星流クラブの対決となりました。

試合は、両チーム息の合ったコンビネーションで実力伯仲の好試合となりましたが、予選を全勝で勝ち抜いた上昇気流が、勢いそのままに得点を重ね、2-0で星流クラブを振り切り、うれしい初優勝を飾りました。

上昇気流が初優勝 町長杯争奪バレー大会

3月8日、自衛隊入隊予定者激励会が松嶋家で開催され、陸上自衛隊に入隊する佐藤さん（中上）と高橋魁皇さん（赤畑）が、決意表明をしました。

激励会は、自衛隊隊友会住田分会（高橋喜久夫分会長）と自衛隊父兄会住田支部（水野栄七支部長）が主催したもので、この日は2人のほか、家族や隊友会、父兄会、町、自衛隊関係者ら約50人が出席しました。

多田町長や先輩自衛官などからの激励を受け、佐藤さんは「誰からも信頼される自衛官を目指す」、高橋さんは「自衛官としての誇りを胸に、訓練を乗り越えていきたい」と、それぞれ決意を述べていました。



○平成25年度
小中学校卒業生数

	学校名	卒業生
小学校	世田米	26人
	有住	11人
	合計	37人
中学校	世田米	34人
	有住	23人
	合計	57人

3月12日と18日の両日、町内の小中学校で卒業式が行われ、94人の卒業生が、先生や地域へのこれまでの感謝を胸に、今後の飛躍を誓いました。

このうち、18日に行われた有住小学校（佐々木英雄校長）では、平成20年4月に下有住、上有住両小学校が統合され、最初の入学生となった11人が卒業を迎えました。卒業生一人ひとりに卒業証書を手渡した佐々木校長は、「皆さんの6年間は有住小学校の歴史そのもの。新たな未来を踏み出す皆さんの卒業を心から祝福します」と式辞を述べました。

来賓からの祝辞、在校生からの送辞を受けた卒業生は、「今まで大切に育ててくれた家族や地域、先生方への感謝の気持ちでいっぱいです。有住に生まれたことを誇りにこれからも頑張っていきたいと思います」と11人全員で感謝の言葉を伝えていました。



▲陸上自衛隊に入隊する佐藤さん（左）と高橋さん（右）

『ありがとう』溢れる感謝の思い 町内小中学校で卒業式

本町から2名が入隊 自衛隊入隊予定者激励会

地域住民活動情報

平成26年度

みんなのできる町づくり事業補助金

補助金申請団体を募集します

本事業は、町総合計画の基本姿勢である「安心してずっと暮らすことのできる地域」を実現するため、地域課題解決などに取り組む町民の皆さんの活動を支援するものです。

申請団体の募集

■対象団体

5人以上の住民組織で活動拠点が町内にあり、町内で活動している団体。

■対象事業

- ① 地域全体への寄与を目的としている事業
- ② 営利目的でない事業
- ③ 地域の課題解決や安心して暮らせる地域づくりを目的とした自由発想によるソフト事業など

■対象経費

講師謝金や旅費、原材料費など事業実施に必要と認められる経費。

■補助対象外

- ① 国・県などの他の補助事業を活用しないもの、または過去に町が実施した町づくり事業補助金の交付を受けたもの
- ② 団体や施設に係る運営費など

■補助率・補助限度額

【補助率】

- ① 新規団体：10分の10
- ② 継続団体：
 - (2年目) 5分の4
 - (3年目) 4分の3

【補助限度額】

1事業あたり30万円

■補助金の交付決定

申請者が事業の提案説明

を行なう審査会を開催し、その審査結果に基づき、町長が補助金の交付団体を決定をします。

■申請書類

所定の用紙に必要事項を記入し、町づくり推進課に提出してください。

用紙は、町づくり推進課に用意しているほか、町のホームページからダウンロードできます。

■受付期間

4月25日(金)まで

審査委員の募集

■職務内容

本補助金申請団体が行う事業内容の審査。
※報酬はありません。

■審査内容

- 次の8項目の点数評価により行います。
 - ▽公益性▽先進性▽発展性▽実現可能性▽自立性▽熱意▽事業成果の具体性▽話題性

■審査会開催日程

5月中(事業募集期間終了後)に開催する予定です。
※募集状況により、審査会を複数回開催する場合があります。

あります。

■任期

平成27年3月31日まで

■募集人数

4人

■応募資格

- ① 町内にお住まいの方
- ② 健康で、地域活動に意欲のある方

■受付期間

4月25日(金)まで

★申し込み・問い合わせ

町づくり推進課

企画調査係

☎46・2114

(内線223)

※4月から企画財政課となります。

仏料理と朗読の調和 至福の時を楽しむ

■図書環境コーディネーター「まーぶる」&住田食材研究会
3月2日、町保健福祉センターで「朗読会とフランス料理の夕べ」が開催されました。

この催しは、地元食材の有効活用と、図書を活かせるイベントの開催を目標に

活動する二つの住民団体が連携し、初めて開催したものです。

催しは「フランス料理講習会」と「食事会」の二部構成で行われ、町民ら約20名が参加。奥州市のレストラン「ロレオール」の伊藤勝康シェフが、講師および食事会の料理づくりを担当しました。

食事会では、「坂本赤かぶ」や「れい菜」、「ありすポーク」などの住田産食材をふんだんに使ったフランス料理が振る舞われ、「まーぶる」の会員が料理に合わせた物語を紹介し、朗読を披露しました。

参加者は、朗読に耳を傾けながら料理を堪能し、穏やかに流れる至福の時間を楽しんでいました。



▲朗読に耳を傾け料理を楽しむ参加者

平成26年度

花いっぱいコンクールを開催します

平成26年度花いっぱいコンクールを、次のとおり実施します。たくさんのお参加をお待ちしています。
なお、コンクールの申し込み方法については、本紙6月号でお知らせします。

■趣旨

豊かで住みよい町をつくるために、学校・公民館などの花壇や周囲に美しい草花を植え環境美化を図るとともに、潤いのある美しいふるさと住田を築くことを目的とします。

■主催

町生涯学習推進本部

■参加対象

町内の公民館、学校・保育園、個人、企業など

■審査
現地審査を行い、次の賞を選出します。

	最優秀賞	優秀賞	努力賞
公民館の部	1	3	5
学校・保育園の部	1	1	1
個人の部	1	2	3
企業の部	1	2	3

※これとは別に特別賞を設ける場合があります。
※各賞の数は参加状況などにより変更する場合があります。

■審査期日

8月18日(金)

※変更の場合があります。

■表彰

入賞者は、11月に開催される「まちづくり大会」で表彰する予定です。

■その他

花の種類は問いません。

苗をあつせんします

花の苗を次のとおりあつせんしますので、ご希望がありましたらお申し込みください。

■花の種類

- ▽サルビア(赤・青)▽マリーゴールド(黄・オレンジ)▽アゲラタム(紫)▽ジニア(濃桃色・白)

■あつせん価格

○個人の方
10本で2000円

○個人の方以外

60本で12000円

■申込方法

教育委員会生涯学習係・上有住地区公民館・下有住地区公民館にある申込用紙にてお申し込みください。

申込用紙は、町ホーム

ページからもダウンロードできます。ファクス、メールによる申し込みもできます。

■申込期限

4月10日(木)

■その他

- ・苗のお渡しは6月上旬頃の見込みです。
- ・苗の数には限りがあります。申込多数により不足する場合には、先着順とします。

★問い合わせ

教育委員会

生涯学習係

☎46・3863

(内線415)



H25年度公民館部門最優秀賞 恵山自治公民館

平成26年度

奨学生を募集します

■資格

- ① 町内に住所を有する人の子弟で、修業年限2年以上の高校・大学・大学院・専修学校に進学した人で身体強健な人
- ② 学業成績優秀、品行方正で学費の負担が困難と認められる人

■奨学資金の貸与額

① 高校：2万円/月

※一時金：5万円

② 大学・短大・専修学校

※一時金：4万5千円

※一時金：30万円

■募集人員

① 一般枠 3人程度

② 林業担い手枠 1人

■提出書類

- ① 貸与申請書② 健康診断書③ 奨学生推薦調書④ 成績証明書⑤ 在学証明書⑥ 家族・保証人などの所得を証明するもの⑦ 意思確認書(林業担い手枠希望者のみ)

■申込期間

4月1日(火)～30日(水)

★問い合わせ

教育委員会学校教育係

☎46・3863

保健福祉課からのお知らせ

特定健康診査の結果報告について

町では、生活習慣病の予防、早期発見を目的に、「特定健康診査」を毎年実施しています。

このほど、平成25年度の健康診査をとりまとめましたので、お知らせします。

中住田町の健康診査結果

平成25年度の本町における特定健康診査受診者数は552人（人間ドック含む）となり、平成24年度と比べ、20人増加しました。健康診査結果は、4段階の判

○別表1 受診者数と判定内訳

年度	受診者数	健康診査結果			
		A1	A2	B	C
25	552人	4人	27人	195人	326人
24	532人	11人	19人	198人	304人
比較	(+20)	(-7)	(+8)	(-3)	(+22)

○別表2 有所見項目内訳(10月実施分)

	25年度	24年度	比較
受診者数	383人	356人	(+27)
HbA1c	68.1%	35.1%	(+33.0)
LDL	54.8%	53.9%	(+0.9)
血圧	49.3%	46.9%	(+2.4)
血糖値	46.5%	26.1%	(+20.4)
BMI	38.9%	36.8%	(+1.9)

定（A1、A2、B、C）で示されます。

10月に実施した本町の健康診査のうち、注意が必要とされるB（要指導）、C（要医療）の判定が最も多くみられたのはHbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）という、血糖値の異常を示す項目でした。昨年と比較し、異常を示す方の割合が大幅に増えています。次いで多かったのがLDL（悪玉コレステロール）

で、血圧、血糖値、BMI（肥満度）と続いています。

症状が現れなくても注意が必要です

血糖値やコレステロール値、血圧などの異常が続いた場合、それを放置してしまうと、脳梗塞や心筋梗塞など、命にかかわる病気につながる危険性があります。しかし、健康診査を受け、何かしらの異常を指摘されても、症状が現れない場合もあります。

健康診査は自覚できない身体の変化に気がつき、改善できる機会を得るためのものです。自分の身体をよく知り、健康診査結果を今後の生活の改善に生かせるように心がけましょう。

健康相談は

随時受け付けます

町では、特定健康診査を受け、生活習慣の改善が望ましいとされる方を対象に「特定健康指導」を行っています。この「特定健康指導」は、生活習慣をどのように改善したら良いか、一緒に考える機会とするものです。

平成25年度の特定健康指導対象となる方には、既に

平成26年4月から国民年金制度が変わります

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のために国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）により、平成26年4月から変更される、主な内容をお知らせします。

●保険料の納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請に係る遡及期間の見直し

失業や所得が少ない時など（学生納付特例を含む）、保険料を納付することが経済的に困難な場合に適用される保険料の免除を、過去2年分までさかのぼって、申請することができます。

●保険料の2年前納制度の創設

保険料の納付方法を口座振替とする場合に限り、現在の毎月納付（早割）、6カ月前納、1年前納に加え、2年分の保険料を前納できます。

●付加保険料の納付期間の延長

定額保険料に上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせる付加保険料は、現行の納期限内の納付から、過去2年分までさかのぼって納付することができます。

●保険料免除期間の納付の取り扱いを改善

障害年金の受給などによる保険料の法定免除期間のうち、法施行後の期間については、本人からの申し出があれば納付することができます。

●遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消

国民年金に加入していた配偶者が亡くなった場合、「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されますが、4月からは「子のある夫」も支給対象に拡大されます。

※「子」とは、満18歳未満

までの子（障がい者は満20歳未満）となります。

●未支給年金の請求権者の範囲を拡大

未支給年金を請求できる範囲が、現在の「配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹」から、生計を同じくする3親等以内の親族（おひめい、子の配偶者など）まで拡大されます（法施行後の死亡に限る）。

●老齢基礎年金の支給繰り下げに係る支給開始時期の改善

老齢基礎年金の受給権取得日から5年経過した日（70歳到達日）より後に繰り下げ支給の申し出をした場合、5年経過した日時点から増額された年金が支給されます。

●障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

障害年金の受給者の障がい程度が悪化した場合の額改定請求には、1年の待機期間が設けられています。が、明らかに障がいの程度が変わった場合は、待機期

生活習慣病の予防に努めましょう

生活習慣病は、毎日のよくない生活習慣の積み重ねで引き起こされる病気です。普段の生活から見直し、生活習慣病の予防に努めましょう。

- 運動で体脂肪を燃やしやすいしましょう！
- 過食や脂肪の過剰摂取を控えましょう！
- 適正な体重と腹囲を維持しましょう！



回一タスササキ 車のことならなんでも！

ササキ自動車工業(有)

バイク 自転車もOK

住田町世田米字赤畑57-1
☎46-2041 FAX46-3117

櫻井医院

受付時間
平日 8:30~12:00
13:30~17:00
土曜日 8:30~12:00
(日曜日・祭日は休診)

院長 櫻井末男
住田町上有住字八日町177
☎48-2110

プロパンガス・水道・合併浄化槽

ガスで節電！ ガスで節約！

多田商店

住田町世田米字世田米駅1
☎46-2022 FAX46-2007

きこえと補聴器の相談

実施日 4月30日(水)

時間 10:00~12:00 住田町農林会館
14:00~15:00 八日町集会所

相談内容●聴力測定による医療機関及び行政への申請指導●補聴器の定期点検、無料試聴貸し出し

認定補聴器専門店

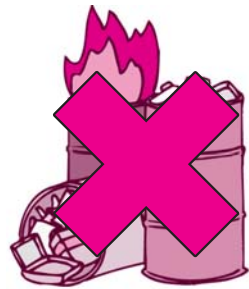
大船渡店：大船渡市盛町字町10-17
☎0192-21-1252

認定補聴器専門店 岩手リオン 補聴器センター
URL http://www.iwaterion.co.jp

■ 野外焼却は禁止されています！！

畑や空き地など、野外でごみなどの廃棄物を焼却する行為は原則として禁止されており、違反した場合は罰則があります（ドラム缶や基準を満たさない家庭用焼却炉での焼却も同様です）。

ただし、次のような行為で周辺住民に迷惑がかからない場合は、やむを得ないものとして例外的に認められています。



- 稲わら、田畑で除草した草、剪定した枝など、農林業を営むためにやむを得ない焼却
- 木くずや落ち葉など一般家庭での軽微な焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却

★問い合わせ 町民生活課 住民環境係 ☎46-2111 内線(133)

コミュニティバスの運行時刻変更について

平成26年4月7日(月)から、「川口上有住駅線」が夏時間の運行になります。

★時刻表について

4月6日(日)に各停留所の時刻表を更新しますので、ご確認ください。

また、時刻表は車内および役場窓口でも配布しています。

★問い合わせ

町づくり推進課 企画調査係 ☎46-2114 内線(223)

※4月から企画財政課となります。

平成26年春の農作業安全月間

4月15日から6月15日までは、春の農作業安全月間です。

農作業車は、軽微な操作ミスでも大きな事故につながります。急ハンドルや無理な操作は行わず、安全運転を心がけましょう。

★問い合わせ

産業振興課 安全農業推進係 ☎46-3861 内線(315)

※4月から農政課となります。

自衛隊幹部候補生の募集について

自衛隊岩手地方協力本部では、幹部候補生を募集しています。

★募集内容

・幹部候補生(陸・海・空)

★受付期間

平成26年4月25日(金)まで

★募集資格

22歳以上26歳未満の方 ※20歳以上22歳未満で大卒(見込み含む)の方、修士課程修了者(見込み含む)で28歳未満の方も応募できます。

★試験期日(1次)

平成26年5月10日(土) 11日(日)

※11日は飛行要員のみ。

★入隊時期

平成27年3月下旬～4月上旬

★待遇

入隊後1年で3等陸・海・空尉

★問い合わせ

自衛隊岩手地方協力本部 釜石地域事務所 ☎0193-23-7854

し尿汲み取り料が変わります

平成26年4月1日からの、消費税率の引き上げに伴い、気仙管内のし尿汲み取り料が改正されます。

★汲み取り手数料

・改正前=50ℓあたり330円 ※1,360円
・改正後=50ℓあたり340円

※1回の収集量が200ℓ以下の場合、料金は一律1,360円となります。

★問い合わせ

気仙広域連合 衛生課 ☎26-3739

★汲み取りの申し込み

(街)気仙広域清掃 ☎27-9321

「広報すみた」掲載記事のお詫び

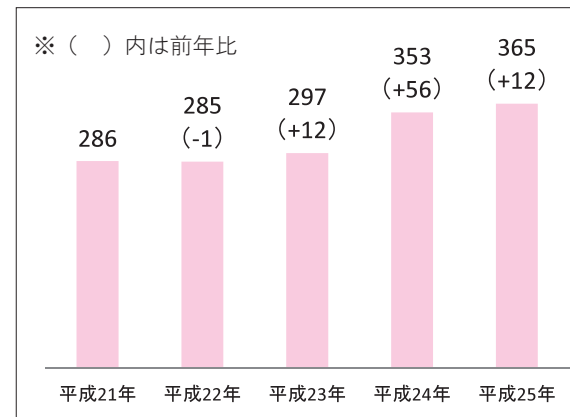
広報すみた2月号(16P)の「お誕生おめでとう」の記載の中で、泉柊吾くんの性別欄の「女」の表記は、「男」の誤りでした。ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びいたします。

救急車の適正利用にご協力をお願いします！

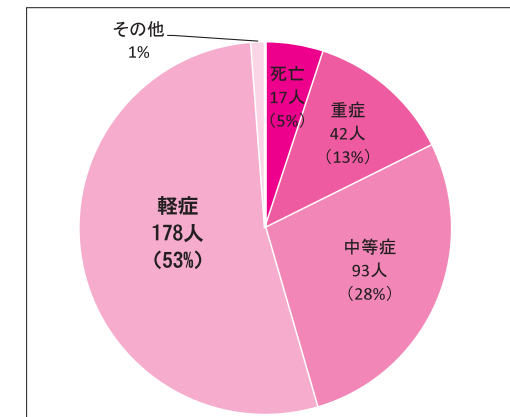
○軽い症状による救急搬送が年々増加しています！

近年、軽い症状でも救急車を利用する方が増え、住田分署管内における救急出動件数は年々増加している状況です(別表1)。また、平成25年中に救急車で搬送された方の53%が軽症(別表2)と診断されています。これは、事故による大ケガや病気などで緊急に病院へ搬送する必要がある方への到着を遅らせることとなります。

別表1 過去5年救急出動件数



別表2 平成25年傷病程度別搬送人数



○その119番通報は本当に救急車が必要ですか？

救急車を以下のような誤った方法で利用していませんか？

- ・今日、受診予約を入れている
- ・病院で処方された薬が無くなった
- ・タクシーではお金がかかる
- ・早く診察してもらえる

119番通報する前に、救急車が必要か、自家用車やタクシーなどを利用できないか、今一度考えてみてください。

ただし、命にかかわる病気やケガで緊急に病院へ行かなければならない場合は、迷わず119番通報してください。1分1秒を争う、命に危険がある方への対応が遅れることはあってはならないことです。

○こんな時は迷わず救急車を呼んでください！

- ・意識がない、またはもうろうとしている
- ・ろれつが回りにくい
- ・顔半分が動きにくい
- ・突然の激しい頭痛や腹痛、胸の痛み
- ・大量の出血を伴うケガ
- ・広範囲のやけど
- ・全身のけいれん など

救急車の誤った利用は、緊急を要する方への対応が遅れ、救命率に影響が出る恐れがあります。救急車を本当に必要とする方のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。



★問い合わせ
大船渡消防署住田分署
☎46-2119

住田のすまい

住田住宅産業(株) ☎46-2465

岩手県住田町産 ありすぽーく

地産地消 生産農場

有ありす畜産

TEL0192(48)2019

R107 ありす畜産直売所 TEL0192(46)2286

COOP いわて こんにちは！いわて生協です！

お家でお買い物 個人宅配 はじめませんか

◎重い物、かさばる物も玄関先まで配達します。
◎配達料が安くなる個配優遇制度
子育てサポート・高齢者優遇
介護者優遇・障がい者優遇
があります。(240円→100円)

☎0120-263-957 (通話料無料)

いわて生協けせん支部 大船渡市盛町字馬場23-5

省エネ家電のことなら当店へ。お気軽にご相談ください。

地 DIGITAL

クマガイ電化サービス

住田町上有住字八日町82
☎48-2255 携帯090-2845-1444

